

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月7日
【計算期間】	第14期中（自 平成24年9月11日 至 平成25年3月10日）
【ファンド名】	アバディーン日本小型株ファンド
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【電話番号】	03-4578-2211
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【ファンドの運用状況】

（１）【投資状況】（平成25年3月末日現在）

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	4,694,316,800	98.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		47,779,527	1.01
合計(純資産総額)		4,742,096,327	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成25年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間終了日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
4期（平成15年9月10日）	17,305	—	0.4204	—
5期（平成16年9月10日）	19,027	—	0.5054	—
6期（平成17年9月12日）	16,953	—	0.5574	—
7期（平成18年9月11日）	16,194	—	0.6352	—
8期（平成19年9月10日）	9,559	—	0.4778	—
9期（平成20年9月10日）	6,212	—	0.3474	—
10期（平成21年9月10日）	5,181	—	0.3246	—
11期（平成22年9月10日）	4,188	—	0.3100	—
12期（平成23年9月12日）	3,701	—	0.3219	—
13期（平成24年9月10日）	3,509	—	0.3421	—
平成24年3月末日	3,777	—	0.3548	—
平成24年4月末日	3,705	—	0.3507	—
平成24年5月末日	3,408	—	0.3254	—
平成24年6月末日	3,531	—	0.3385	—
平成24年7月末日	3,480	—	0.3352	—
平成24年8月末日	3,571	—	0.3473	—
平成24年9月末日	3,556	—	0.3497	—
平成24年10月末日	3,581	—	0.3563	—
平成24年11月末日	3,746	—	0.3751	—
平成24年12月末日	3,887	—	0.4007	—
平成25年1月末日	4,268	—	0.4409	—
平成25年2月末日	4,296	—	0.4469	—
平成25年3月末日	4,742	—	0.5026	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

	収益率(%)
4期	17.0
5期	20.2
6期	10.3
7期	14.0
8期	△24.8
9期	△27.3
10期	△6.6
11期	△4.5
12期	3.8
13期	6.3
14期（中間）	37.1

2【設定及び解約の実績】

(単位：
口)

	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
4期	195,053,260	3,823,096,491	41,166,401,308
5期	1,710,672,554	5,227,054,985	37,650,018,877
6期	303,553,989	7,535,616,079	30,417,956,787
7期	765,717,995	5,690,449,175	25,493,225,607
8期	596,450,103	6,082,059,846	20,007,615,864
9期	54,958,972	2,181,417,714	17,881,157,122
10期	47,305,343	1,965,549,128	15,962,913,337
11期	21,693,003	2,473,303,848	13,511,302,492
12期	20,089,540	2,033,448,605	11,497,943,427
13期	12,822,766	1,251,818,197	10,258,947,996
14期（中間）	100,601,547	847,078,075	9,512,471,468

(注) 追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。

3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しています。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間計算期間（平成24年9月11日から平成25年3月10日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

中間財務諸表

【アバディーン日本小型株ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第13期 (平成24年 9 月10日現在)	第14期中間計算期間末 (平成25年 3 月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	—	969,462
コール・ローン	58,579,280	51,179,522
株式	3,472,846,900	4,442,615,300
未収配当金	11,034,000	15,673,000
未収利息	80	210
流動資産合計	3,542,460,260	4,510,437,494
資産合計	3,542,460,260	4,510,437,494
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,288,500	16,489,247
未払受託者報酬	1,857,706	1,998,948
未払委託者報酬	29,723,364	31,983,109
流動負債合計	32,869,570	50,471,304
負債合計	32,869,570	50,471,304
純資産の部		
元本等		
元本	*1 10,258,947,996	*1 9,512,471,468
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	*2 △6,749,357,306	*2 △5,052,505,278
（分配準備積立金）	257,992,826	237,117,445
元本等合計	3,509,590,690	4,459,966,190
純資産合計	3,509,590,690	4,459,966,190
負債純資産合計	3,542,460,260	4,510,437,494

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期中間計算期間 自 平成23年 9月13日 至 平成24年 3月12日	第14期中間計算期間 自 平成24年 9月11日 至 平成25年 3月10日
営業収益		
受取配当金	39,007,000	38,610,800
受取利息	8,424	8,647
有価証券売買等損益	217,881,301	1,235,425,833
その他収益	2,594	2,862
営業収益合計	256,899,319	1,274,048,142
営業費用		
受託者報酬	1,836,568	1,998,948
委託者報酬	29,384,911	31,983,109
営業費用合計	31,221,479	33,982,057
営業利益	225,677,840	1,240,066,085
経常利益	225,677,840	1,240,066,085
中間純利益	225,677,840	1,240,066,085
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△4,642,693	42,428,789
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△7,796,558,516	△6,749,357,306
剰余金増加額又は欠損金減少額	550,638,164	557,490,997
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	550,638,164	557,490,997
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,393,281	58,276,265
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,393,281	58,276,265
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△7,021,993,100	△5,052,505,278

（３）【中間注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）****有価証券の評価基準および評価方法**

株式は移動平均法、それ以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。

・金融商品取引所に上場されている有価証券

金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。中間計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場にすることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。

・金融商品取引所に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかで評価しています。

・時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。

（中間貸借対照表に関する注記）

第 13 期 (平成24年 9月10日現在)	第14期中間計算期間末 (平成25年 3月10日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 11,497,943,427円 期中追加設定元本額 12,822,766円 期中一部解約元本額 1,251,818,197円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 10,258,947,996円 期中追加設定元本額 100,601,547円 期中一部解約元本額 847,078,075円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,749,357,306円であります。	*2 元本の欠損 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,052,505,278円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数 10,258,947,996口	3 中間計算期間末日における受益権の総数 9,512,471,468口

（金融商品に関する注記）**金融商品の時価等に関する事項****第13期（平成24年 9月10日現在）及び第14期中間計算期間末（平成25年 3月10日現在）****1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額**

中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。

2. 金融商品時価の算定方法及び有価証券に関する事項**（1）有価証券以外の金融商品**

有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

（2）有価証券

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（1口当たり情報に関する注記）

第 13 期 (平成24年 9月10日現在)	第14期中間計算期間末 (平成25年 3月10日現在)
1口当たりの純資産額 0.3421円 （1万口当たりの純資産額 3,421円）	1口当たりの純資産額 0.4689円 （1万口当たりの純資産額 4,689円）

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】（本書提出日現在）

資本金	：	2,980.4百万円
発行する株式の総数	：	320,000株
発行済株式の総数	：	308,064株

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年3月末日現在、委託会社が運用する投資信託は21本であり、その純資産総額の合計は257,032百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

（３）【その他】

- a. 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- b. 訴訟事件その他の重要事項
該当ありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年 9月30日)	当事業年度 (平成24年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金	762,507	591,888
立替金	867	368
前払金	10	19
前払費用	8,434	11,665
未収入金	30,352	15,253
未収委託者報酬	125,258	120,821
未収投資助言報酬	30,000	30,900
未収運用受託報酬	9,449	-
流動資産合計	966,881	770,917
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 11,500	* 1 -
器具備品	* 1 29,733	* 1 -
有形固定資産合計	41,234	-
無形固定資産		
ソフトウェア	245	-
無形固定資産合計	245	-
投資その他の資産		
長期差入保証金	48,054	48,075
その他投資等	952	952
貸倒引当金（投資等）	△752	△752
投資その他の資産合計	48,254	48,276
固定資産合計	89,733	48,276
資産合計	1,056,615	819,193
負債の部		
流動負債		
預り金	6,189	8,307
未払金	237,640	115,149
未払償還金	50,400	13,342
未払手数料	53,497	41,285
未払委託調査費	115,673	47,596
その他未払金	18,069	12,924
未払費用	37,643	130,198
未払法人税等	7,340	6,722
未払消費税等	14,920	7,812
賞与引当金	105,062	152,440
流動負債合計	408,797	420,630
固定負債		
退職給付引当金	44,126	60,416
役員退職慰労引当金	2,704	4,633
固定負債合計	46,831	65,050
負債合計	455,628	485,680

	前事業年度 (平成23年 9 月30日)	当事業年度 (平成24年 9 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,480,400	2,480,400
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△3,727,349	△3,994,822
株主資本合計	600,986	333,513
純資産合計	600,986	333,513
負債・純資産合計	1,056,615	819,193

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	1,431,972	1,245,432
投資助言報酬	120,000	123,600
運用受託報酬	17,975	8,065
その他営業収益	122,213	169,014
営業収益計	1,692,161	1,546,111
営業費用		
支払手数料	551,227	404,261
広告宣伝費	9,499	11,023
公告費	1,130	1,130
調査費	10,009	8,728
委託調査費	215,983	270,373
委託計算費	156,684	149,374
通信費	3,274	3,012
印刷費	21,281	17,379
協会費	2,827	2,844
営業費用計	971,919	868,129
一般管理費		
役員報酬	* 1 57,426	* 1 48,553
給料・手当	348,274	352,606
賞与	7,514	13,383
交際費	4,096	1,708
旅費交通費	22,612	13,062
租税公課	14,355	11,550
不動産賃借料	63,947	57,533
退職給付費用	36,590	34,234
役員退職給付費用	612	612
役員退職慰労引当金繰入	1,256	1,928
賞与引当金繰入	92,190	139,535
固定資産減価償却費	11,634	10,892
事務委託費	85,142	* 2 163,178
諸経費	103,559	92,896
一般管理費計	849,214	941,678
営業損失	128,972	263,695
営業外収益		
受取利息	55	97
有価証券運用益	1,097	-
時効成立償還金	-	35,224
その他	3,249	16
営業外収益計	4,401	35,338
営業外費用		
支払利息	136	-
貸倒引当金繰入	200	-
固定資産除却損	-	270
為替差損	6,814	3,462
営業外費用計	7,150	3,733
経常損失	131,722	232,090

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
特別損失		
減損損失	-	* 3 34,172
役員退職慰労金	40,007	-
特別損失計	40,007	34,172
税引前当期純損失	171,729	266,263
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当期純損失	172,939	267,473

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,090,400	2,480,400
当期変動額		
新株発行	390,000	-
当期変動額合計	390,000	-
当期末残高	2,480,400	2,480,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,847,936	1,847,936
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△3,554,410	△3,727,349
当期変動額		
当期純利益	△172,939	△267,473
当期変動額合計	△172,939	△267,473
当期末残高	△3,727,349	△3,994,822
株主資本合計		
当期首残高	383,925	600,986
当期変動額		
新株発行	390,000	-
当期純利益	△172,939	△267,473
当期変動額合計	△217,060	△267,473
当期末残高	600,986	333,513
純資産合計		
当期首残高	383,925	600,986
当期変動額		
新株発行	390,000	-
当期純利益	△172,939	△267,473
当期変動額合計	217,060	△267,473
当期末残高	600,986	333,513

重要な会計方針

区分	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 14年 器具備品 5年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 (3) 役員退職慰労引当金 同左 (4) 貸倒引当金 同左
3. 外貨建の資産及び負債の邦貨通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜式によっております。	消費税等の処理方法 同左

重要な会計方針の変更

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
資産除去債務に関する会計基準等の適用	当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。	—

追加情報

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	—	当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建設附属設備 1,874千円 器具備品 18,317千円	＊1 有形固定資産の減価償却累計額はございません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
※1 役員報酬の限度額 取締役 年額 600,000千円以内 監査役 年額 50,000千円以内	※1 役員報酬の限度額 同左 ※2 関係会社との取引高 営業取引による取引高 事務委託費 61,823千円 ※3 固定資産の減損会計関連 当事業年度において、減損損失34,172千円を特別損失に計上しております。損失を認識した資産は以下のとおりです。 用途：本店事務所 種類：器具備品、建物附属設備及びソフトウェア 場所：東京都港区 (1) 減損損失を認識するに至った経緯 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、将来キャッシュフローの総額が対象資産の帳簿価額を下回ることから、減損損失を計上しました。 (2) 減損損失の金額 器具備品 21,917千円 建物附属設備 12,016千円 ソフトウェア 239千円 (3) グループピングの方法 当社の事業用に供している有形固定資産及び無形固定資産については、全社で1つの資産グループとしております。 (4) 回収可能価額の算定方法等 正味売却価額により測定しており、備忘価額または処分価額としております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	増加	減少	当事業年度末残高
普通株式（株）	308,062	1	-	308,063

2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	増加	減少	当事業年度末残高
普通株式（株）	308,063	-	-	308,063

2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度（キャッシュバランス型退職金）及び確定拠出企業型年金を設けております。

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
	千円	千円
2. 退職給付債務及びその内訳		
退職給付債務	44,126	60,416
退職給付引当金	44,126	60,416
3. 退職給付費用の内訳		
勤務費用	15,719	16,039
利息費用	334	522
数理計算上の差異の費用処理額	2,999	501
確定拠出年金に係る要拠出額	17,536	17,170
4. 退職給付債務の計算基礎		
割引率	1.30%	1.00%
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理	発生年度に一括費用処理

（ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
	千円	千円
（繰延税金資産）		
未払費用否認	15,317	49,488
退職給付引当金損金不算入額	17,954	21,532
賞与引当金損金不算入額	37,512	53,021
貸倒引当金損金不算入額	306	268
役員退職慰労引当金損金不算入額	1,100	1,651
未払事業税	2,494	2,555
減価償却費損金算入限度超過額	456	354
減損損失	—	12,951
繰越欠損金	742,400	540,427
繰延税金資産小計	817,542	682,250
評価性引当額	△817,542	△682,250
繰延税金負債との相殺	—	—
繰延税金資産計	—	—

（繰延税金負債）

該当ありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
法定実効税率 (調整)	△40.7%	△40.7%
評価性引当額	34.1%	4.5%
住民税均等割	0.7%	0.5%
交際費等永久に損金に算入されない金額	6.6%	3.0%
税率変更による影響額	—	33.2%
税効果適用後の法人税等の負担率	0.7%	0.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を40.69%から38.01%に変更し、平成27年10月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を40.69%から35.64%に変更しております。尚、この税率変更による、当事業年度末の繰延税金資産の純額及び法人税等調整額への影響はございません。

(持分法投資損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	1,431,972	120,000	17,975	122,213	1,692,161

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,452,037	156,000	84,000	123	1,692,161

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[セグメント情報]

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	1,245,432	123,600	8,065	169,014	1,546,111

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,255,264	253,213	33,554	4,078	1,546,111

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	253,213	投資運用業

(金融商品に関する注記)

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

a. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入

はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

b. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	762,507	762,507	—
(2)未収委託者報酬	125,258	125,258	—
(3)未収入金	30,352	30,352	—
(4)未収投資助言報酬	30,000	30,000	—
資産計	948,118	948,118	—
(1)未払償還金	50,400	50,400	—
(2)未払手数料	53,497	53,497	—
(3)未払委託調査費	115,673	115,673	—
(4)その他未払金	18,069	18,069	—
負債計	237,640	237,640	—

<注1>金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払償還金、(2)未払手数料、(3)未払委託調査費、(4)その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	48,054

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	762,507	—
未収委託者報酬	125,258	—
未収入金	30,352	—
未収投資助言報酬	30,000	—
金銭債権合計	948,118	—

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先につきましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	591,888	591,888	—
(2)未収委託者報酬	120,821	120,821	—
(3)未収入金	15,253	15,253	—
(4)未収投資助言報酬	30,900	30,900	—
資産計	758,863	758,863	—
(1)未払償還金	13,342	13,342	—
(2)未払手数料	41,285	41,285	—
(3)未払委託調査費	47,596	47,596	—
(4)その他未払金	12,924	12,924	—
負債計	115,149	115,149	—

<注1>金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払償還金、(2)未払手数料、(3)未払委託調査費、(4)その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	48,075

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	591,888	—
未収委託者報酬	120,821	—
未収入金	15,253	—
未収投資助言報酬	30,900	—
金銭債権合計	758,863	—

（関連当事者との取引）

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

（１）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	114,464千 英国ポンド	資産 運用業	（被所有） 100.0	新株の発行	増資	390,000	-	-

（２）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注1）	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千 シンガポールドル	資産 運用業	無し	資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	120,000	未収投資助言報酬	30,000
						一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	67,180	未払費用	9,990
						投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	15,757	未払委託調査費	11,675
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	36,000	未収入金	9,000
						極度借入枠の設定	運転資金の借入	133,350	-	-
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	19,879千 英国ポンド	資産 運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	185,872	未払委託調査費	97,509
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	78,000	未収入金	19,500

（注） 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	115,095千 英国ポンド	資産 運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務 に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	61,823	未払費用	61,823

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千 シンガポールドル	資産 運用業	無し	資産運用の投資 助言契約	資産運用の投資助 言契約に係る投資 助言報酬	123,600	未収投資助 言報酬	30,900
						一般管理事務 に係る事務委託等	事務委託費等	69,652	未払費用	11,901
						投資信託の 運用外部委託	投資信託の運用外 部委託に係る費用	44,029	未払委託 調査費	22,142
						投資信託等 に関するリエゾ ン業務の提供	投資信託等に関する リエゾン業務の 提供に係る報酬	129,613	未収入金	11,541
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネージャー・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	28,592千 英国ポンド	資産 運用業	無し	投資信託の 運用外部委託	投資信託の運用外 部委託に係る費用	216,455	未払委託 調査費	25,384
						投資信託等 に関するリエゾ ン業務の提供	投資信託等に関する リエゾン業務の 提供に係る報酬	33,554	未収入金	2,718
						一般管理事務 に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	9,831	未払費用	9,831

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(3) 親会社に関する注記

親会社情報

アバディーン・アセット・マネジメントPLC（ロンドン証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

区分	前事業年度 （自平成22年10月1日 至平成23年９月30日）	当事業年度 （自平成23年10月1日 至平成24年９月30日）
１株当たり純資産額	1,950円86銭	1,082円61銭
１株当たり当期純損失	561円37銭	868円24銭

（注）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

（注）１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成22年10月1日 至平成23年９月30日）	当事業年度 （自平成23年10月1日 至平成24年９月30日）
当期純損失（千円）	172,939	267,473
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
（うち利益処分による役員賞与金）	—	—
普通株式に係る当期純損失（千円）	172,939	267,473
期中平均株式数（株）	308,062.16	308,063.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月8日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアバディーン日本小型株ファンドの平成24年9月11日から平成25年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アバディーン日本小型株ファンドの平成25年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年9月11日から平成25年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年12月14日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野 島 浩一郎 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。